



湖国の夜明け



田中 弘 画

新年のごあいさつ

代表 岩井 忠熊

許すことはできても、
忘ることはできないナスムの家と日本軍「慰安婦」
歴史館を訪れて

澤田 季江

歴史的な勤評・安保の
たたかいに参加して（五）

湯浅 晃

原稿募集のうつたえ

憲法垂れ幕はいつから
かかげられたのか

藤井 舒之

執筆者紹介

編集後記

新年のごあいさつ

年末には自衛隊イラク派遣の一年延長が閣議決定されました。このような重大事が国会にはかられないままできまつてしまふのが、国民主権・議会制民主主義をうたう日本の現実なのです。憲法改悪は、事実が先行し、文言が後を追うといつてさしつかえないようです。

私たちは今こそやはり前大戦の経験に学ばなければならぬ時に直面しているようです。われわれの会も、そのような経験と流れに抗した先人たちの足跡を、今までにもまして精力的に取り上げるつもりです。

これまでにもました御支援と御鞭撻をお願いして、新年のごあいさつとします。

許すこととはできても、 忘ることとはできない

ナヌムの家と日本軍「慰安婦」歴史館を訪れて

澤田 季江

た。

ときには草を食べるほど貧しい

村に生まれたという朴さん。ある夜、川で水を汲んでいると突然、日本兵に腕をつかまれ、トラック

に乗せられそのまま汽車で中国に連れていかれました。川の向こう

側はソ連だと聞かされ、「両親が

待っている。返してほしい。」と

泣きながら訴えると、「バカヤロウ」と怒鳴られ軍靴で蹴られたと、足

のすねに今も残る当時の傷痕をさ

すりながら話されました。

到着して二日間は休ませて身体検査のため病院へ。三日目に「部

年ごあいさつとします。

その後、中国にいる朝鮮人「慰

安婦」を探すテレビ番組があり、韓国側が調査にきて

弟が生存していることがわかり、二〇〇一年によく韓国に戻ることができたのです。

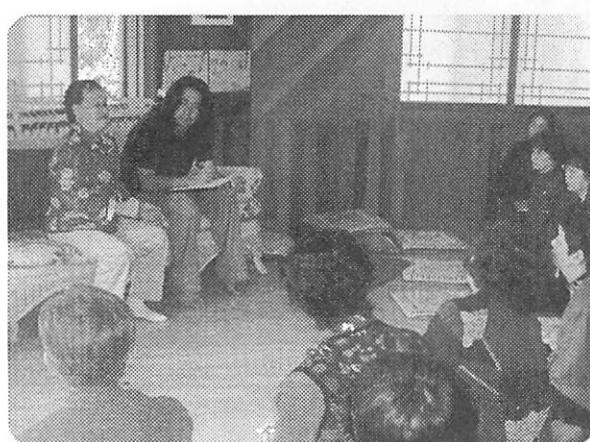
「戦争が終わっても故郷には戻れず、六〇年後によく韓国に戻ることができた。今も私自身の解放はされていない」という朴さん

の魂の叫び。その朴さんが私たちに、「みなさんが悪いわけではないよ」といってくださいたとき、私は

昨年十月、新婦人京都府本部は「韓国・平和と交流の旅」に取り組みました。

日本軍「慰安婦」犠牲者のハルモニたちが共同生活する「ナヌム

の家」を訪問した私たちは、一八歳の時に日本軍に強制連行され、三年もの間「慰安婦」として犠牲となつた朴玉仙さんから、証言を聞かせていただきました。



屋で待て」といわれて、外をみると朝八時から兵隊が並んでいたそ

うです。その日から、多い日には四五人も日本兵の相手をさせられ

たのです。

八月一五日にソ連軍が攻めてき

たため、兵隊とともに山の方へ逃

げたが、食糧もつき、空腹のため

軍馬を殺して食べたことも。なん

とか小さな朝鮮人部落にたどり着

き、朴さんは、家族への消息も伝

えられないまま、その村で農業を

しながら六〇年の月日を生きてこ

られました。

なんとこたえてよいかわかりませんでした。国家としての謝罪と個人補償という最低限のことさえ未だに日本政府にさせていないのです。

「許すことと忘れるることは別です。私たちは、許すことはできても、忘ることはできません。それは、二度と再びこのようなことを繰り返さないためにです。」と、現地のガイドさんが語られた言葉が忘れられません。

在韓女性との交流としてもう一つ。私たちは、戦前日本の「内鮮化」政策のもとで生み出され、戦後の苦労を重ねてきた日本人女性たちが身を寄せる『慶州ナザレ園』も訪問しました。日本に帰りたいが帰れないという彼女たちは、「赤とんぼ」や「ふるさと」など日本の童謡を本当によく覚えており、私たちも一緒に歌つて交流しました。

ついだけ気になったことは、日本帝国主義への批判が、韓国ナショナリズム高揚の見地から行なわれている傾向がつよいことです。帝国主義に対する批判は、「人間の尊厳」や「人権」「国際平和」の立場から行なわれてこそと思うのですが…。少し違和感をもちました。

最終日には、「統一展望台」まで足をのばし、イムジン川の対岸までわずか数百メートル先に、はるか北朝鮮を一望しました。川に沿つて延々と二重の鉄条網の柵が敷かれており、板門店に続く高速道路は、有事の際には百キロメートルごとに滑走路にできるような仕掛になつていていう説明でした。

ていただいた望田幸男先生が指摘されていました。

さらに、西大门監獄博物館や独立記念館、安重根義士記念館を見

学。日本帝国主義の犯した残忍な数々の行為の再現を前に、ただただ事実を胸に刻む思いでした。西

大門監獄内で、処刑の直前にこの樹を見て涙したという「恸哭のボラ」が、青空にすっと伸びていたのが心に残りました。

一つだけ気になったことは、日

本帝国主義への批判が、韓国ナショナリズム高揚の見地から行なわれている傾向がつよいことです。

帝国主義に対する批判は、「人間の尊厳」や「人権」「国際平和」の立場から行なわれてこそと思う

のですが…。少し違和感をもちました。

今回の旅では、古代・新羅の遺跡の残る慶州地域や、ソウル市内の李王朝時代の宮殿など、朝鮮の歴史・文化・芸術にも触れることができました。

日本と韓国（朝鮮半島）とはずっと昔から互いに学びあい影響しあう友好関係が結ばれており、不

幸な関係におちいっていますのは、ほんの一時期なだけと思いました。また、フリータイムに訪れた『冬のソナタ』のロケ地・中央高等学校は、一九〇八年創立で三・一独立運動の記念碑があり、主人公

者姿が目立ち、あらためて徴兵制の国であることを実感したり、青瓦台（大統領官邸）前を通過するだけなのに、警官がバスの中にまで臨検に入つたりしたときに、この国の抱える複雑な現実をあらためて思い起させられました。

（写真はいずれもナムの家で。）

そういうえば、韓国の街の雰囲気はまるで日本のようで、外国人にきているような気がしないのですが、驚きました。韓国ドラマの多くのファンが、こんなことから日韓関係の歴史を学ぶきっかけになつたとも思いました。

近現代史における朝鮮半島と日本の関係を学ぶ今回の旅は、今まで臨検に入つたりしたときの運動にとつて意義深いものとなりました。（写真はいずれもナムの家で。）



「だれがこの人たちに…」(イム・オクサン)

歴史的な勤評・安保の

たたかいに参加して（五）

湯浅 見

九、二〇世紀後半のわが国の最も

重要な日米安保条約反対のた

たかいをまえにして

すでにのべてきた勤務評定反対

闘争は、戦後の日本の進路にいわ

ゆる「逆コース」を許すのか、そ

れとも憲法・教育基本法の方向に

固めていくのかの重要なたたかい

でした。私たちは重大な決意を固

めて休暇闘争をはじめとした全国

統一行動を決行し、父母・国民に

理解をひろげていくために、教育

共闘組織をつくっていきました。

当時的情勢からして、一年や二年

で決着のつくような生易しいたた

かいではなく、高知県教組、京教

組を先頭に五九（昭三四）年以降

もつづけられていきました。残念

ながら紙数の関係でここではこれ

以上ふれることはできませんが、

当面の山場でした五八年のたたか

いぶりでみてみると、私たちは

資本主義諸国の労働運動を抑えて

重要な成果をかちとつていていたといえます。文部省は必死の努力にもかかわらず、京都府教委と北海道教委に勤務評定を実施させることができず、また、勤務評定の結果を教職員の特別昇給に活かすことができず、配転資料に露骨に使うことが出来ませんでした。しかし、文部省は圧倒的な教委に形だけは勤務評定をつくり、今後の力関係のなかで勤務評定を具体化していく足がかりをつくったともいえます。

一九五七（昭三二）年二月には、アメリカとわが国の財界の要望に沿って、岸内閣が成立しました。第二次世界大戦で、ドイツ・日本・イタリアなどのファシスト国家に勝利する上で大きな役割を果たしたアメリカは、戦後にみらいのサンフランシスコ「講和」条約締結のとき、アメリカが勝手に、アジア・アフリカの民族解放運動、準備し、自らの占領をつづけてい

た。このような流れの中で、東条内閣の商工大臣をつとめ、戦後A級戦犯となつて岸信介が復活してきて、総理大臣になつたのでした。これが、多くの国民にとって第二次世界大戦の歴史的な役割の理解を曖昧にさせ、戦後半世紀たつた今日でも、第二次世界大戦を侵略戦争とみとめない自民党などの多くの政治家を横行させる土壤となつてきました。私たち日本の民主勢力にとって、岸内閣の登場は、軍国主義復活の本格的な攻撃を予想させました。

岸内閣は、このようなアメリカの政策転換による後押しと、復活しつつあるわが国の戦後の独占資本の要望に沿って、日米安全保障条約の改定と警察官職務執行法（警職法）の改悪を強行しようとしてきました。もともと戦後の日米安全保障条約は一九五一（昭二六）年のサンフランシスコ「講和」条約締結のとき、アメリカが勝手に、みと結びつけて、日米安保条約と警職法の反対運動を起こしていく上で、職場や地域で学習会を組織していくことを大変重視してきました。

私たち勤評反対闘争のとりくみと結びつけて、日米安保条約と警職法の反対運動を起こしていく上で、職場や地域で学習会を組織していくことを大変重視してきました。

当時京都の平和委員会の専従であつた三輪さんが大活躍されたのを覚えています（残念ながら彼は早くなくなりました）。「知は力なり」で、この時期に多くの労働者・学生・府民が集会に多くの労働者・学生・府民が参加しました。このころは、学習会や集会に多くの労働者・学生・府民が参加しました。

十、警職法反対、安保条約反対の

国民運動の未曾有の高揚

これらの反対運動では、集会、デモ、ストを全国各地で展開する。これらは、全国から東京に動員をかけて、国会をとりまく集会とデモをおこない、警職法の廃案と安保条約改定阻止の国会請願行動を展開しました。そして、國民の間に徐々に運動をひろげていきました。

その中心に、全国と各地域の警

職法反対国国会議と安保改定阻止国国会議があり、社会党・総評ブロックがイニシアをとり、多くの労組・民主団体が参加していました。日本共産党は運動の先頭に立つてたたかいましたが、中央では、社会党・総評ブロックの対等・平

等参加の原則を否定するセクト的立場により、会議への正式参加は認められず、オブザーバーの地位にとどめおかされました。

一九五九年から六〇年にかけて

は五回、特に安保反対では二三回組織され、数百万の国民が集会、デモ、ストなど多様な行動に積極的に参加し、国会包囲のデモには

数十万人が参加することもありました。京都からもカンパをつつのつて、統一行動日には国鉄の夜行普通列車やバスで国会にかけつけ、私も渋谷の南平台の岸信介首相の私邸まで、何回も抗議のデモにかけました。そして、クタクタにつかれて帰りも夜行列車で京都に帰り、翌日にはその様子を職場で報告したものです（当時はまだマイカーは普及していませんでした）。

十一、歴史的な警職法反対・安保条約反対の大運動がかちどった主要な成果

①警職法反対闘争について

戦後、民主運動が大きくもり上がったときでも私たちは、ねばり

づよく集会、デモ、ストなどをおこなつてきましたが、私たちの主体的な力がまだ弱かつたため、掲げた要求が正面から通ることはなかなかありませんでした。明確な形での成果を勝ち取ることができませんでした。

警職法反対・安保反対の運動の規模はその後今までみられない

大きなものであり、わが国における第二次世界大戦後の最大の政治闘争で、いまもなお、いろいろな貴重な教訓をのこしています。「警職法反対・安保反対の運動の規模はその後今までみられない大きなものであり、わが国における第二次世界大戦後の最大の政治闘争で、いまもなお、いろいろな貴重な教訓をのこしています。「警

組織され、これが運動の推進力となりました。中央のほかは、日本

共産党は正式に加盟し、運動の先頭に立つてたたかいました。この

組織で、将来わが国の政治を革新していくうえで、大いに生かされ

るべき歴史上の経験でした。

②安保反対闘争について

岸自民党内閣を退陣に追い込みました。アイゼンハワー米共和党

大統領は、安保反対の大運動におられたが訪日反対のデモにとりかこま

打合せのため来日したハガチー大統領報道官は、羽田空港に到着し

たが訪日反対のデモにとりかこま

れ、からうじてヘリコプターで

国道を脱出し東京に空からはいる

といつた非常事態に見舞われまし

た。このような騒然とした情況は、私たちのたたかう決意を一層高め

ました。

安保反対の大運動の未曾有のもの上り上がりを見て、岸内閣を支えてきた保守支配政党の有力幹部の松村謙三、石橋湛山らに公然たる岸内閣批判（私たちは、支配体制のゆらぎを感じとりました）をおこなわせました。

しかし、警職法反対の運動では廃案に追い込むことができました。この自信が安保反対闘争を大きく発展させていく原動力となりました。ひろげる日米安保条約の改訂そのものは残念ながら阻止できませんでしたが、安保にたいする態度が保守か革新かをわける重要な指標となりました（のち、村山内閣が「安保・自衛隊」を容認するまで、

社会党は八〇年の社公合意で事実上安保・自衛隊容認に転落していたとはいえ、その後も長い間安保・自衛隊容認を公然と主張することはありませんでした)。

一九六〇(昭三五)年当時自民党政府と財界とは、安保反対ではかりでなく春闘の賃上げでも相乗効果で運動がもり上がりならないように、二つの運動を切りはなすため公務員や民間労働者の賃上げ要求については、事実上満額回答するといった態度にてきました。

国家公務員のスト権をはじめ、労働基本法のはく奪の“代償”として、人事院を設置しました。そして、人事院を設置しました。そして一九四八年から勧告をだしましたが、ホンの一部の給与の手直しを勧告するだけで、国家公務員の低い賃金水準全体を引き上げる(いわゆるベースアップ)勧告はおこなつてきました。ところが一九六〇(昭三五)年度は一律に一二・四%の賃上げを勧告しました。この勧告は地方公務員や一九六一年の民間労働者の賃上げにも大きな影響を与えました。以後、長年にわたって、毎年人事院は全体の賃上げ勧告をせざるを得ませんでした。このように安保反対

対闘争は、大幅賃上げ、換言すれば日本の労働者の生活水準の向上に貢献したのでした。このように思い切った手を打ったにもかかわらず、安保と春闘の切りはなしは成功しませんでした。このことは、政治闘争と経済闘争とは切りはなしで考えるべきではなく、相乗の関係にあることを示しています。

いまから一九五八(六〇)年当時を静かにふりかえってみると、平和・革新・民主運動や労働運動の先頭に立つてたたかっていたのは、私たち青年層でした。もちろん、青年層・中年層・老年層の中にも

保守的な人たちがおりましたが、今日より、青年層の中の進歩的な人びとの比重は確かに高かつた。中年層・老年層の中にも進歩的な人びとはいましたが、保守的な人びとの比重は高かつた(何をもつて“進歩的”というかを考えてみると、敗戦後的新憲法のもと、若い人たちに書きのこし、うつたえたいという衝動にかられる方たちがすくなくないのではないか)。

この際に会員の皆さま方の率直な体験談と平和への思いを、是非とも原稿として寄せられることをお願いします。原稿は四〇〇字五枚程度を一応のメドとしますが、多少のオーバーは問いません。九条改悪のたくらみに対する、だれでもできるたたかいの一助として、応募を切

なかで、アメリカ・日本などの独占資本主義国は、社会主義の動きや労働・民主運動の発展をおさえようとして、資本主義の悪いところをおおしていく「修正資本主義」、政治闘争と経済闘争とは切りはなしで否定しているアメリカなどの独占資本主義諸国は、反動的本性をまるだしにして、弱肉強食のグローバリズムと「競争原理」をか

かげ、公然と労働者の勤務条件の大幅な切り下げ、中小企業つぶし、農業破壊などをやってのけています。歴史に逆行して独占資本主義の本性丸だしの動きが横行しています)。



憲法垂れ幕は

いつからかかげられたのか

藤井 舒之

最近、静岡県の主婦が書いたホームページの一文が目につきました。

「私がまだ若く、子育てがた

いへんだった頃、京都に住んでいた。府庁の前に「憲法を暮らしの中に生かそう」と書いた大垂れ幕

があつて、それを見るたびに、「憲法があるからがんばれる」と自ら

を励まして、この時期を乗り越え

てこれました。

いま、その憲法が

ないがしろにされるのは淋しい思

いがします」というものでした。

当時、蜷川知事は「府民の腹の

底にまでしみこむように憲法を」(一

九六九年年頭あいさつ)と言われ

ていましたが、実際に、この主婦

のように、多くの府民が生活の中

での実感として、これを受けとめ

ていたことを思うと、いま、「憲

法九条を守る」流れが、こうした

流れになつて広がることを願わず

にはおれません。

そこで、この垂れ幕はいつから

掲げられたかと思つて、調べてみました。

結局、「蜷川虎三の生涯」(伝記編集委員会・代表細野武男、八二年三月刊)に、「六八年一〇月末に府庁正面に幅一・二メートル、

高さ七・五メートルの大懸垂幕と

してかかげられ、六九年五月には

少し小振りのもの(注:この現物

は平和ミュージアムに収蔵)

が全

く、その場所に、その後、すべての

府出先機関にかけられた」と記さ

れていることと、「住民の暮らし

と憲法」(憲法五団体刊、七七年十一月発行)の中の年表に「六九年一一月三日、「憲法を暮らしの中に生かそう 京都府」の懸垂幕

(七メートル、横一メートル)を

府庁本館に掲げる」と記載されて

いるものが見つかりました。その

他、京都新聞(七八年四月一七日

号)の記事と「物語京都民主府政

暮らしの中に」が、京都民主府政

も「六九年一月三日の憲法公布記念日に掲げられた」となつています。つまり、六八年一〇月末と六九年一月三日の二説があることになります。一年の違いがあるわけですが、関係者にお聞きしてわくわかりません。

誰が起案し、発注し、掲げたかということまでは、調べることはできませんでしたが、何人かの関係者にお聞きしてもその時の記憶はなく、「おそらく作業員の方に

よつて掲げられたのであるう」(大江洗氏・談)ということでした。当時の新聞にも、蜷川知事の発言(注:七一年、七二年の発言で垂れ幕にふれたものはある)にも、垂れ幕を掲げたことにふれたものはみあたりません。また、京都民

主府政に関わる多くの年表などが

数多く出ているのですが、これら

にも、掲げられた時期の記述は見

つけることはできませんでした。

つまり、懸けられた時は、憲法運

動の標語として懸けられただけで、

特別な注目はなかつたのではない

かと思われます。

しかし、それが、一〇二年後の

七〇年知事選の時には、「憲法を

暮らすの中に」が、京都民主府政

の中心スローガンとして確立していいたこととあわせて、その象徴的なシンボルとして、京都はもちろん全国にも知れわたつたのです。あの有名な「本府舎にかかる憲法垂れ幕を背にした蜷川知事」の写真は、多くの方が覚えておられるのではないかとしようか。

これは、六〇年安保をへて、六年には内閣の憲法調査会が改憲のための答申を出し、全国的にも「改悪阻止」の運動が広がる中で、京都では全国に先がけて「京都憲法会議」が結成され、蜷川知事が第一号支持委員に、そして、六五年一月の記者会見で「憲法を守り、地方自治を守ることを行政的に押しすすめる」と発表、「ポケット憲法」を発行配布し、「第一回憲法府民のつどい」(五月三日)を開催、「憲法公布の一月三日と憲法施行の五月三日を中心に樽円形の運動を」(六九年五月、府民のつどいでのあいさつ)と呼びかけ、新聞各紙も「京都府が憲法運動」と報じた運動が、どれほど大きな運動として広がつたかをしめ

してゐるのではないでしょうか。この間の事情を、大江洗氏(当

時府職労書記長・元全労連議長)(有田光雄著、八五年一二月)で

は「六〇年安保のあと、府職労の集会で、鷲川知事が『安保の道か、憲法の道か、どちらを進むのか。われわれは憲法の道をゆく』といさつのなかでいつたことが、出发点になっている。国民的、府民的共同の広がりと運動の高揚が知事を励まし、ポケット憲法や垂れ幕になり、「憲法を暮らしの中に」が大きくひろがった」と話されています。

七八年四月一七日、自民党政によつて、これが降ろされるまで、約九年でしたが、鷲川民主府政といえ、憲法垂れ幕と思うほど、また実際に聞いてみると、鷲川府政発足当時からずっと掲げ続けられていたと思つている人も多くおられます。

「われわれとしては憲法九条をしつかり腹に入れ、戦争のない平和な国にすることです。住民が主人公ですから地方自治をしつかり守つて憲法を暮らしの中に生かして行かなければなりません。町のすみずみまで憲法をしみわたらせ、生きる権利、働く権利を守つて戦争へ指向するのを押さえて、われ

われは憲法の道をゆくのが願いです」(六九年一二月一日、憲法記念府民のつどいのあいさつ)。鷲川さんがいま語つていると思えるほどのがいさつですが、これに励まされ、「憲法九条今こそ旬」、今年も気をみなぎらせて、大いにがんばりたいと思います。

今年は敗戦から六〇年の節目の年にあたる。年輩の人たちはみなあの頃のさんたんとした國土また虚脱した空氣を忘れないと思つ出としてもつてゐる。そしてその荒廃した日本を再建する努力のなかで日本国憲法が果たした役割を知つてゐる。一八七一年の台湾出兵以来、日本はすくなくとも一三回以上も海外出兵したから、五年強ごとに戦争したことになる。戦後日本の再建が平和憲法の下ではじめて可能となつたことはだれの目にも明らかだ。その日本をふたたび「戦争する国」にしようとする、憲法九条改悪と教育基本法改革のたくらみが進行はじめた。今年はそのような動きをく

編集後記

昨年はイラク戦争、数度の大台風そして中越地震と、いやなことの連続した年だつた。今年

いためるための山場になりそうだ。会員諸氏がわが『燎原』をそのままがいたかいの武器のひとつとして、活用されることを願つてやまない。

本号に力作を連載しておられる湯浅晃氏は、いま難病との闘病中である。会員諸氏とともに、心からの声援を送りたい。

表紙画作者・執筆者紹介

田中 弘たなか ひろし
故人。

元日本共産党京都府委員長。

澤田 季江 さわだ としえ
新日本婦人の会京都府本部
左京区在住。

湯浅 晃 ゆあさ みつる
元京教組委員長。
京都府相楽郡山城町在住。

入院中。

藤井 舒之 ふじい のぶゆき
京都学習協
西京区在住。

「われわれとしては憲法九条をしつかり腹に入れ、戦争のない平和な国にすることです。住民が主人公ですから地方自治をしつかり守つて憲法を暮らしの中に生かして行かなければなりません。町のすみずみまで憲法をしみわたらせ、生きる権利、働く権利を守つて戦争へ指向するのを押さえて、われ



会および会報については、左記へご連絡下さい。

【事務局】

〒六〇六一八〇七

京都市左京区高野東開町

一一三 第三住宅

三三一三〇二 井手 幸喜

TEL FAX ○七五七二二一三八二三